

社会福祉法人上智社会事業団による荒川区学童クラブ・
にこにこすくーるにおける職員配置の
虚偽報告及び委託料の不正請求について
(調査報告書)

令和6年2月

荒川区

目 次

1	はじめに	1
2	上智社会事業団と荒川区の契約及び協定の状況	2
3	これまでの経緯	2
4	調査の概要	3
	(1) 契約（業務委託）の調査方法【学童クラブ・にこにこすくーる】	
	(2) 協定（指定管理）の調査方法【保育園】	
5	調査結果	5
	(1) 契約（業務委託）の調査結果【学童クラブ・にこにこすくーる】	
	(2) 協定（指定管理）の調査結果【保育園】	
	(3) 損害額	
6	虚偽報告等に至った原因	9
	(1) 受託事業者の組織の課題	
	(2) 区の確認不足	
	(3) 受託事業者と区の連携不足	
7	業務委託における区への対応	12
	(1) 契約解除	
	(2) 違約金及び損害額の請求	
	(3) 入札等参加停止措置	
8	業務委託における再発防止策	14
	(1) 受託事業者との関係性の見直し及び指導の在り方	
	(2) 受託事業者と区の連携強化	
9	おわりに	17

1 はじめに

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「ワーカーズコープ」という。）による、学童クラブ・にこにこすくーるでの職員配置の虚偽報告等を受け、すべての学童クラブを調査したところ、社会福祉法人上智社会事業団（以下「上智社会事業団」という。）でも同様の虚偽報告等があったことが判明した。

ワーカーズコープのみならず、他事業者において同様の事案が発生したことは、虚偽報告等を行った法人の社会的信用を損ねるに留まらず、区が実施している学童クラブ・にこにこすくーる事業への信頼を失いかねない結果となり、区として反省すべき点を再度確認し、改めて再発防止策を徹底していく決意である。

職員配置の虚偽報告及び委託料の不正請求が起きたワーカーズコープと上智社会事業団の構図には、共通点と相違点があり、共通点については同様の再発防止策や実施済みの再発防止策を掲載する場合もあるが、上智社会事業団固有の課題については原因を追及し、別の視点での再発防止策についても報告するものである。

今回の件で、多くの学童クラブ・にこにこすくーるの運営事業者を変更せざるを得ない状況となったが、新事業者の選定にあたっては、高い保育の質と安定的運営を担保できるよう審査基準を改め、子どもたちが放課後等を安心して安全に過ごせるような運営となるよう、人材確保策や事業者本部のバックアップ体制、区との連携への考え方などを重視した審査を行った。

新事業者との引継ぎが1月から始まっており、報告書に記載した再発防止策に一つ一つ取組み、課題を解決するとともに、今回得た教訓を生かしながら、区としても緊張感をもって学童クラブ・にこにこすくーるの運営に取り組んでいく。

2 上智社会事業団と荒川区の契約及び協定の状況

(1) 契約（業務委託）

令和5年4月1日時点

事業所名	契約期間	令和5年度契約金額
南千住第一学童クラブ	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	29,085,854円
南千住第二学童クラブ	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	14,121,226円
三峡小学童クラブ・ にこにこすくーる	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	26,459,663円
四峡小学童クラブ・ にこにこすくーる	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	40,696,746円
五峡小学童クラブ・ にこにこすくーる	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	37,547,657円
尾久西小学童クラブ・ にこにこすくーる	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	45,771,133円
大門小学童クラブ・ にこにこすくーる	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	46,950,041円

(2) 協定（指定管理）

事業所名	指定管理期間	令和5年度指定管理料
上尾久保育園	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	242,104,372円
南千住さくら保育園	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	208,530,148円
南千住保育園	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	260,385,052円

3 これまでの経緯

○令和5年9月1日（金）

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団による委託料の不正請求が発生したことを受け、区内の全ての学童クラブ・にこにこすくーるの運

営事業者について職員への聞き取り、職員名簿・日誌・タイムカード・出勤簿の突合などの調査を開始した。

○9月7日（木）

社会福祉法人上智社会事業団（以下、「上智社会事業団」という。）の受託事業所である、四峡小総合プラン、尾久西小総合プランで、職員配置における虚偽報告が発覚した。

○9月12日（火）～

区書類調査及び学童クラブ等職員へのヒアリングを実施したところ、上智社会事業団が受託する全ての学童クラブ・にこにこすくーるで虚偽報告が確認される。

○10月2日（月）

上智社会事業団の顧問弁護士が電話で虚偽報告の事実を認める。

○10月3日（火）

上智社会事業団本部が区に対し、文書により虚偽報告の事実を認める。

○10月5日（木）

本件について区ホームページで公表する。

○10月13日（金）～20日（金）

各学童クラブ・にこにこすくーるにおいて保護者説明会を開催する。

○令和6年1月25日（木）

令和6年1月25日から令和7年1月24日まで12月の入札等参加停止措置を決定し、上智社会事業団に通知する。

4 調査の概要

(1) 契約（業務委託）の調査方法【学童クラブ・にこにこすくーる】

①調査対象期間 平成30年4月～令和5年8月まで

②調査施設（6事業所）

○南千住第一・第二学童クラブ（併設）

○三峡小学童クラブ・にこにこすくーる（総合プラン）

○四峡小学童クラブ・にこにこすくーる（総合プラン）

○五峡小学童クラブ・にこにこすくーる（総合プラン）

○尾久西小学童クラブ・にこにこすくーる（総合プラン）

○大門小学童クラブ・にこにこすくーる（総合プラン）

③調査項目

ア 勤務実態の確認

区に報告書類として提出されている日誌と、現場職員の出退勤の実態を確認できる資料である出勤簿（勤務個人表）を突合し、一致しているかどうかを確認する。

イ 配置基準を遵守しているかの確認

日誌と出勤簿を突合した結果が、「荒川区学童クラブ運営業務委託に係る職員配置最低基準」及び「荒川区放課後子ども教室運営業務委託に係る職員配置最低基準」に定める最低配置基準を遵守しているか確認する。

ウ 有資格者の確認

日誌上、有資格者として記載されている現場職員について、資格証により有資格者であることを確認する。

エ ヒアリング調査

事業所に配置されている現場職員にヒアリングを実施し、虚偽報告の経緯や上智社会事業団の関与などについて聴きとる。

(2) 協定（指定管理）の調査方法【保育園】

①調査施設（3事業所）

- 上尾久保育園
- 南千住さくら保育園
- 南千住保育園

②調査項目

ア 勤務実態の確認

職員名簿と出勤簿を突合し、該当日に勤務していることを確認する。

イ 配置基準を遵守しているかの確認

職員名簿と出勤簿を確認した結果が、国及び区が定める保育士配置基準を遵守しているか確認する。

ウ 有資格者の確認

資格者証及び履歴書により有資格者であることを確認する。

5 調査結果

虚偽報告日数	実際に出勤していない職員名を日誌に記載した日数
基準を満たさない配置の日数	虚偽報告の職員は配置されないものとした結果、仕様書にある配置基準を満たさない日数
有資格者の未配置・不足日数	有資格者を配置すべきところ、有資格者が配置されていないもしくは配置されていても配置基準を満たしていない（有資格者の人数が足りない）日数
不	調査書類不存在のため調査不可

(1) 契約（業務委託）の調査結果【学童クラブ・にこにこすくーる】

① 南千住第一・第二学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	17日	16日	5日
令和元年度	17日	9日	2日
令和2年度	36日	15日	11日
令和3年度	106日	79日	67日
令和4年度	58日	54日	10日
令和5年度	55日	34日	1日

② 三峽小学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	21日	11日	11日
令和元年度	3日	2日	2日
令和2年度	29日	18日	18日
令和3年度	7日	7日	4日
令和4年度	8日	8日	8日
令和5年度	11日	11日	11日

③ 三峽小にこにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	27日	20日	0日
令和元年度	20日	20日	0日
令和2年度	38日	38日	0日
令和3年度	79日	79日	0日
令和4年度	98日	48日	0日
令和5年度	43日	43日	0日

④ 四峡小学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	不	不	不
令和元年度	14日	6日	1日
令和2年度	18日	16日	0日
令和3年度	5日	4日	0日
令和4年度	43日	35日	0日
令和5年度	63日	56日	7日

⑤ 四峡小にこにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	不	不	不
令和元年度	4日	1日	0日
令和2年度	0日	0日	0日
令和3年度	18日	17日	1日
令和4年度	55日	22日	13日
令和5年度	16日	9日	1日

⑥ 五峡小学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	58日	57日	5日
令和元年度	18日	14日	4日
令和2年度	106日	76日	0日
令和3年度	134日	132日	21日
令和4年度	88日	88日	4日
令和5年度	26日	26日	4日

⑦ 五峡小にこにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	7日	7日	0日
令和元年度	35日	30日	1日
令和2年度	43日	43日	0日
令和3年度	145日	145日	6日
令和4年度	172日	172日	0日
令和5年度	102日	92日	0日

⑧ 尾久西小学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	不	不	不
令和元年度	12日	6日	1日
令和2年度	68日	62日	16日
令和3年度	193日	169日	29日
令和4年度	186日	141日	1日
令和5年度	91日	83日	7日

⑨ 尾久西小にこにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	不	不	不
令和元年度	12日	8日	0日
令和2年度	103日	100日	0日
令和3年度	92日	62日	1日
令和4年度	13日	12日	0日
令和5年度	47日	31日	1日

⑩ 大門小学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	124日	105日	2日
令和元年度	83日	81日	0日
令和2年度	112日	105日	4日
令和3年度	113日	97日	31日
令和4年度	138日	119日	28日
令和5年度	76日	58日	9日

⑪ 大門小にこにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	95日	65日	0日
令和元年度	30日	23日	0日
令和2年度	15日	15日	0日
令和3年度	59日	57日	1日
令和4年度	72日	67日	0日
令和5年度	61日	60日	0日

(2) 協定（指定管理）の調査結果【保育園】

4（2）の調査を行った結果、現段階では虚偽報告は確認されなかった。当該調査のほかに、指定管理の保育園では、所管課長による3か月に1回の施設訪問の実施、保育支援係による2か月に1回の施設巡回と併せて、専門家による会計、労務及び法人決算の審査を毎年度実施している。また、年に1回、指導監査を実施し、保育の状況について監査している。

なお、上智社会事業団が運営している指定管理の3園において、園内の対人関係や労務に関する職員及び元職員からの相談があり、これについてはヒアリング等を実施し事実を確認するとともに、対応を図っているところである。

また同法人が運営する私立保育園2園の運営状況についても、指導監査の中で調査中であるが、特段の報告すべき事案が発生した場合には、別途、報告する。

(3) 損害額

仕様書に定められた人員を配置できず（5（1）の「基準を満たさない配置の日数」が該当する）虚偽の報告をした場合は、民法第415条第1項の債務不履行にあたることから、損害賠償請求にかかる損害賠償として、委託料の person 費相当分から単価を求め、時間数を乗じた金額を損害額として積算したところ、以下のとおりとなった。

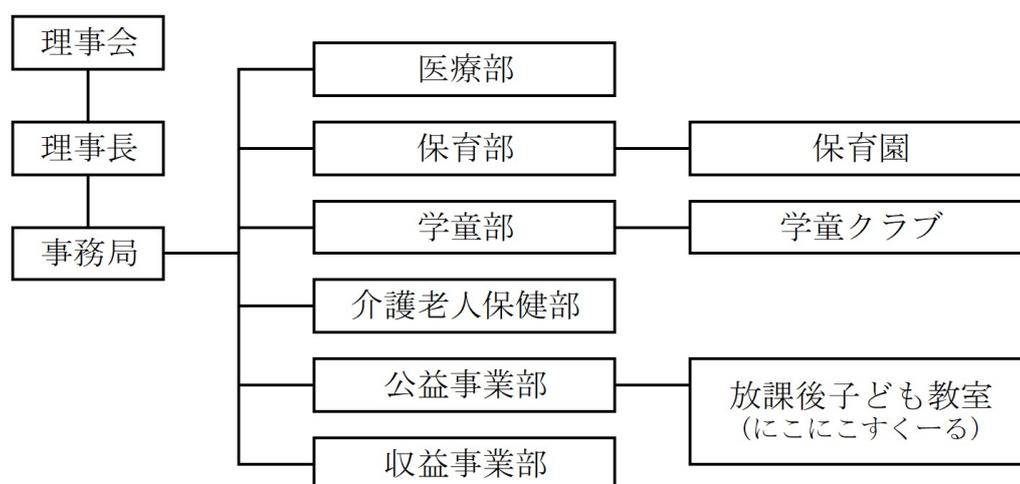
年度	損害額
平成30年度	1,809,920円
令和元年度	1,157,396円
令和2年度	3,429,592円
令和3年度	7,119,613円
令和4年度	5,290,840円
令和5年度	4,157,100円
合計	22,964,461円

6 虚偽報告等に至った原因

書類等の確認及びヒアリング調査をもとに区で分析したところ、以下のことが原因と考えられる。

なお、区の学童クラブ等運営に対する課題は根本的なものであり、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団による荒川区学童クラブ・にこにこすくーるにおける職員配置の虚偽報告及び委託料の不正請求について（調査報告書）（以下、「ワーカーズコープ報告書」という。）」に記載した原因の再掲となる項目がある。

【上智社会事業団 組織図】



※社会福祉法人上智社会事業団ホームページより抜粋

(1) 受託事業者の組織の課題

- 上智社会事業団では、学童クラブ・にこにこすくーるの運営やシフト管理について各事業所の主任に任されており、法人事務局は、実際どれだけ配置基準を満たすことができているのかを把握していなかった。
- 各事業所では欠員時の補充が進まない中、日々の運営に苦慮していた。
- 各事業所の主任は、職員の人事権がある理事長に職員の採用を求めていたが、理事長からは職員の採用活動は行っているものの、採用が難しいと回答を得るにとどまることが多かった。
- 本部からの応援職員が配置されることもあったが、配置されない場合でも応援があったかのように日誌に不在の職員名を記載していた。
- 各事業所では、配置基準を満たせない場合は出勤していない職員の氏名を書くよう日誌の記録者である常勤職員間で引継ぎを行い、また、過去の日誌を参考としながら、慣例的に虚偽報告を行っていた。
- 区への提出書類、報告等については、各事業所の職員に任されており、

法人事務局はそれを確認せず、各事業所から直接区へ提出されていたため、法人事務局のチェック機能が働いていなかった。

- 現場職員及び主任と理事長を繋ぐ役割を担う職員が法人事務局におらず、事務的な手続きも含めて理事長に集中する状況があった。

(2) 区の確認不足

- 長く区の福祉行政に尽力してきた法人であり、区としても信用して任せってしまう面が多く、書類等のチェックが甘い部分があった。
- 運営状況を確認するための日誌等の保存年限について仕様書等で決めておらず、書類の保管者も不明確であったり、書類が廃棄されてしまっているなど、運営に関するルールが一部不明確だった。
- 再 学童クラブ・にこにこすくーるの実施主体は受託事業者ではなく、区であるということについて区の当事者意識が不足していた。(※以降、「ワーカーズコープ報告書」の再掲については、文頭に再と記載する。)
- 再 区では、毎月提出される日誌をもって配置基準を満たしていることを確認していたが、日誌に虚偽の報告や誤りがあるとは想定せず、出勤簿など現場職員の出勤の状況が確認できる他の書類と、日誌との照合作業までは行っていなかった。
- 再 区担当職員による巡回指導を3カ月に1回程度実施していたが、勤務実態の把握や職員配置が基準を満たしているかの確認までは行っていなかった。
- 再 例年の実績審査においては、前年度4月1日時点の従事職員名簿の提出を求め、それに基づいた雇用契約書、賃金台帳の確認を行っていたため、前年4月時点の状況しか確認しておらず、年間を通じて従事者名簿と突合するような運営状況、配置基準を満たしているのか等の確認が不足していた。
- 再 学童クラブ・にこにこすくーる事業の委託化が始まって以来、事業者の実績審査の結果は良好であったため、事業の安定性を優先し、同一事業者との契約を継続してきた。

(3) 受託事業者と区の連携不足

- 区が受託事業者に任せる点と確認（チェック）すべき点の境が曖昧になり、本来であれば、受託事業者が区に協議して決めるべき事を独自の判

断で決めてしまうなど、判断や認識のもととなるルールの部分に、区と受託事業者の齟齬が生じていた。

- 再** 本部職員、学童クラブ・にこにこすくーる現場職員及び担当職員が、年に3回、情報共有のための全体連絡会を実施していたが、日々変化する学童等を取りまく状況や利用者のニーズを共有する場としては実施回数が少なく、事業者が区に対し気軽に相談する場とはなっていなかった。
- 再** 担当職員による巡回指導も3か月に1回程度、実施していたが、主に現場責任者から日頃の運営状況等の聞き取りを実施しており、現場職員が、法人事務局等には相談できないこと等について、代わりに区職員に相談できるような顔の見える関係の構築までには至らなかった。

7 業務委託における区の対応

(1) 契約解除

上智社会事業団が行った行為は、契約違反であり、また不正かつ社会的信用を失う行為であるため、業務委託契約の契約条項第16条の2第10号の規定に基づき、令和6年3月31日をもって上智社会事業団と南千住第一・第二学童クラブに関する委託契約を解除することとした。

三峡小学童クラブ・にこにこすくーる、四峡小学童クラブ・にこにこすくーる、五峡小学童クラブ・にこにこすくーる、尾久西小学童クラブ・にこにこすくーる及び大門小学童クラブ・にこにこすくーるについては、令和6年3月31日で契約期間満了であり、上智社会事業団とは契約を更新しないこととする。

(2) 違約金及び損害額の請求

① 違約金について

契約の解除に伴い、同条項第17条第1項第1号の規定に基づき、契約の残年数分の契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として請求する。

なお、民法第420条第3項において「違約金は、賠償額の予定と推定する」と定められており、違約金は損害賠償額の予定（債務不履行の場合に、債務者が債権者に対して損害賠償として支払うことを約束する金銭）

と推定されることから、損害額と合わせて上智社会事業団に請求することは難しく、契約期間途中の契約解除となる南千住第一・第二学童クラブについては、違約金を請求するものである。

【違約金請求金額】令和6年1月25日時点

事業所名	残契約 期間	計算式 R 5 契約金額×残年数×0.1
南千住第一学童クラブ	2年	29,085,854円×2年×0.1= 5,817,170円
南千住第二学童クラブ	2年	14,121,226円×2年×0.1= 2,824,245円
合計		8,641,415円

※令和6年3月31日時点の契約金額で請求金額を改めて積算する。

②損害額請求

7(2)①以外の以下の事業所については、令和6年3月31日で契約期間が満了し違約金が発生しないため、5(3)において算出した損害額を請求する。

なお、書類不存在のため調査が行えなかった部分については、損害額を確定することができないため請求しない。

【損害額】

事業所名	損害額
三峡小学童クラブ・にこにこすくーる	1,964,064円
四峡小学童クラブ・にこにこすくーる	1,103,004円
五峡小学童クラブ・にこにこすくーる	5,633,700円
尾久西小学童クラブ・にこにこすくーる	5,613,606円
大門小学童クラブ・にこにこすくーる	6,689,047円
合計	21,003,421円

③法人への請求額

7(2)①②より、上智社会事業団への請求金額は以下のとおり。

違約金 8,641,415円
損害額請求 21,003,421円
 請求金額合計 29,644,836円

(3) 入札等参加停止措置

荒川区入札等参加停止措置要綱第3条別表第8号（契約違反）、20号ア（信用失墜行為等（社会的信用失墜行為））、及び第22号（不正又は不誠実な行為）に該当することから、令和6年1月25日から令和7年1月24日まで12月の入札等参加停止とした。

8 業務委託における再発防止策

(1) 受託事業者との関係性の見直し及び指導の在り方

学童クラブ・にこにこすくーの委託化を進めてきた中で、法人及び現場主任等に運営を任せ、区のチェック体制が不十分な面があった。

また、現場の声が理事長に届いても現場に還元されにくい等の法人内部の組織上の課題に対しても、法人への指導の在り方について再考すべきであった。

① 契約方法等の見直し（令和6年度から実施）

○契約期間は、指定管理者制度に準じて最長10年（5年間の長期継続契約満了後、実績評価審査会の実績評価をもとに、例外的に1回のみ更新可）とし、区、受託事業者とも緊張感をもった学童クラブ・にこにこすくーの運営を行う。

○委託期間満了後の事業者選定は提案評価型方式による公募とし（現行事業者の運営状況が良好であり、参加資格に合致している場合には、公募への応募は可とする）、公平・公正な審査により、安定的に質の高い学童クラブ・にこにこすくーの運営を継続できる事業者を選定する。

② 事業者選定の審査基準の見直し（実施済み）

○提案評価の審査の際には、人材確保策や事業者本部のバックアップ体制、区との連携への考え方などを重点項目にするなど、審査基準を見直し、事業者の運営能力を厳しく見極めた上で事業者を決定した。

③ 委託内容の見直し（令和6年度から実施）

○従事者名簿については、毎月の報告とし、区が定期的に職員配置状況及び資格要件を確認する。また、書類の保存年限についても仕様書に明記

する。

- これまでも実施してきた区実施のアンケートに加え、事業者主体で年に1回以上のアンケートを実施し、アンケート結果に基づく改善、見直しを実施することで運営の質の向上を図る。
- 委託料について四半期ごとの前払いから、学童クラブ・にこにこすくーるの運営が適正に行われていることを提出書類等で確認した上で、月ごとに委託料を支払う。

④ 実績審査方法の見直し（令和6年度から実施）

- 勤務実態の確認を行う場合には、事前の告知をせず抜き打ちで学童クラブ・にこにこすくーるを訪問し、一定期間をランダムに抜き出し、出勤簿（タイムカード等）と日誌の突合を行う。
- 現場職員が現場責任者や法人事務局に相談しやすい環境を整備し、現場職員の意見や現場の実態が現場責任者等を通じて区にしっかり伝わるようにし、実績審査、事業者選定等の見直しに生かしていく。

⑤ 事業者への指導及び支援（実施済み）

- 現場責任者から区が相談を受けた場合には、事業者に課題の解決を指示するだけでなく、委託契約の範囲の中で課題解決に向けて事業者を指導及び支援するとともに、他事業所の取り組みなどを共有する。
- 区と各事業者が馴れ合いになることなく、地区担当と各事業者が信頼関係の上で、学童クラブ・にこにこすくーるを運営していく。

（2）受託事業者と区の連携強化（令和6年度から実施）

受託事業者が気軽に区に相談できる機会や区と事業者のコミュニケーションの場が少なく、同じ視点で子どもを取り巻く環境や課題の共通認識を持つことができない場面があった。

今後は区、学校、受託事業者が顔を合わせる機会を定期的に持ち、実態を伴った「顔の見える関係」を構築していく。

なお、再発防止策の一環として、令和6年1月17日に新事業者向けの合同説明会を実施し、区の学童クラブ・にこにこすくーる事業の目的、概要を統一的に説明し、事業への理解を深めるとともに、区へ相談しやすい環境整備及び事業者同士の横の連携構築を図った。

①定期的な連絡会の実施（実施済み）

- 本部職員、学童クラブ・にこにこすくーる現場職員及び児童青少年課の職員が毎月、連絡会を実施することとし、受託事業者の区の子育て支援を担う一員としての意識を醸成する。
- 定期的に連絡会を実施することで、受託事業者同士の情報共有、意見交換の場、連携の機会を提供すると同時に、受託事業者同士が互いの取組を知ることにより刺激し合って高め合い、保育の質の向上につなげる。
- 令和5年度は9月、10月、12月、1月、2月に事業者連絡会を実施し、区と事業者または事業者同士の情報共有、意見交換を行うとともに、区と各事業所の職員が顔を合わせ、それぞれの取組や工夫、保育上困っていることなどを共有する取組みを進めている。
- 利用者が区に対して常時意見や要望を寄せられるよう、電子申請を活用した「意見箱」の設置やQRコードの読み取りなどによる簡易なメール送信法について周知し、いつでも気軽に意見を聴取できる仕組みを作るとともに、利用者の意見を現場や事業者に伝え、改善や工夫を随時行っていく。

②巡回指導の強化（令和6年度から実施）

- 区職員による巡回指導の体制を強化し、現場責任者だけでなく、現場職員ともコミュニケーションを図り、区と事業者の信頼関係を構築していく。
- 児童の様子や執務室等の状況を確認し、適切に学童クラブ・にこにこすくーるの運営がなされているか確認を行うとともに、現場責任者等から相談があった場合には保育内容や運営上の助言をすることで、保育及び職員の質の向上を図る。
- 事業所内の状況、児童の様子、運営方法等を確認するチェックシートの活用などにより、勤務実態を含めた運営状況全体の把握に努め、保育の質や配置基準を満たしているか等の確認を徹底する。

9 おわりに

ワーカーズコープ及び上智社会事業団による職員配置の虚偽報告及び委託料の不正請求については、二度とこのようなことが起きないように再発防止策を徹底することは当然のこと、事業者選定の考え方、受託事業者と区の連携、チェック体制等を見直す契機とし、これを教訓にしながら、児童及び保護者がこれまで以上に安心して、楽しく利用できる学童クラブ・にこにこすくーる運営に努めていかなければならない。

学童クラブ・にこにこすくーるの受託事業者は、子どもや家庭を取り巻く環境について区と認識を同じくし、ともに学童クラブ・にこにこすくーるを運営していくという考え方のもとで委託契約を結んでおり、その上で、受託者のもつ様々なノウハウを生かしていくこととなる。

既に、こういった共通認識を持つ場を増やし、区と事業者の情報共有だけでなく、事業者同士の意見交換もできるようになっており、今後、より一層活性化することで、学童クラブ・にこにこすくーるに関する知見が区にも蓄積され、民間のノウハウとの相乗効果において、質の高い保育を提供していけるものと考えている。

新年度に向け、運営事業者及び区に厳しい目が向けられる中、子どもにとって大切な時間を過ごす学童クラブ・にこにこすくーるの安定的運営と、さらなる保育の質の向上に誠心誠意努めていく。